

兵庫県公報

平成29年 1月31日 火曜日 第 2870 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員課）	2
告 示	
○ 有害興行の指定（青少年課）	2
○ 平成28年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所（市町振興課）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	4
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 国土調査の成果の認証（同）	4
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	6
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	6
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	6
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	7
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	8
○ 淡路都市計画道路事業の事業計画の認可（平成29年近畿地方整備局告示第4号）（同）	8
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 平成19年兵庫県告示第1311号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 平成21年兵庫県告示第466号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 平成21年兵庫県告示第679号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 平成23年兵庫県告示第348号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	17
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	23
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（都市計画課）	23
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	24
○ 落札者等の公示（神戸県民センター）	24
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	25
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出	28
警察本部公告	
○ 入札公告	29
○ 同 上	31
一般財団法人行政書士試験研究センター公告	
○ 平成28年度行政書士試験の合格者	34

公布された法令のあらまし

◎議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第1号)
 地方公務員災害補償法施行規則の一部改正により、常勤の職員に係る通勤による災害に対する補償制度において、別居の孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護のため通勤経路を逸脱し、又は通勤を中断した後の移動中の災害についても補償の対象とされたことを踏まえ、所要の整備を行うこととした。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 1月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第1号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年兵庫県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第2条の5第5号中「職員と同居している」を削り、「次に掲げる者」の右に「(イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

告 示

兵庫県告示第63号

青少年愛護条例(昭和38年兵庫県条例第17号)第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成29年 1月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	私の妻を抱いてください	新東宝映画
同	痴漢電車 マン淫夢ごっこ	オーピー映画
同	寸止めスナック めす酒場	オーピー映画
同	マタドール (原題) MATADOR	松竹

同	セクシリア (原題) LABERINTO DE PASIONES	松竹
---	-------------------------------------	----



兵庫県告示第64号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)の規定に基づく平成28年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所を次のとおり告示する。

平成29年1月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験期日等

区分	試験期日	受付期間	試験会場	合格発表	採用時期
男子	平成29年2月18日(土)から同月21日(火)の指定されたいずれか1日	平成29年2月1日(水)から同月17日(金)	陸上自衛隊千僧駐屯地 又は 陸上自衛隊姫路駐屯地 (受付時に告知)	試験時に告知	採用予定通知に記載

2 問い合わせ先

名 称	場 所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 (神戸防災合同庁舎4F)	(078) 261-8600
同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 (インペリアル・トラストビル3F)	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10(宮浦ビル1F)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1(神戸留学生会館2F)	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1(伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5(グランドハイツコーワビル2F)	(072) 770-7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19-3(第2三建ビル2F)	(0798) 66-7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町寺家町45 (加古川産業会館JAビル7F)	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地(青野原駐屯地内)	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240(大手前ダイネンBLD)	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市大島町1-8	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8-35	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980-2(柏原センタービル2F)	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目1-20	(0799) 24-2449

~~~~~

**兵庫県告示第65号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成29年 1月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

|               |             |
|---------------|-------------|
| 土地改良区の名称      | 認可年月日       |
| 兵庫県揖保川岩浦土地改良区 | 平成28年12月19日 |

~~~~~

兵庫県告示第66号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年 1月17日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成29年 1月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	金屋地区	平成29年 1月31日から 同 年 2月20日まで	洲本市役所 五色庁舎
農村地域防災減災事業	大城戸地区	平成29年 1月31日から 同 年 2月20日まで	洲本市役所 五色庁舎

~~~~~

**兵庫県告示第67号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年 1月18日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成29年 1月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事業名            | 地区名   | 縦覧の期間                        | 縦覧の場所 |
|----------------|-------|------------------------------|-------|
| 農地整備事業（経営体育成型） | 乙河内地区 | 平成29年 1月31日から<br>同 年 2月20日まで | 丹波市役所 |

~~~~~

兵庫県告示第68号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年 1月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
洲本市
- (2) 調査を行った期間
平成23年8月から平成27年3月まで
- (3) 成果の名称
洲本市五色町広石下の一部（広石下ノ北3―4）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
洲本市五色町広石下の一部
- (5) 認証年月日
平成29年1月16日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
洲本市
- (2) 調査を行った期間
平成25年7月から平成27年3月まで
- (3) 成果の名称
洲本市五色町広石下の一部（広石下ノ北3―5）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
洲本市五色町広石下の一部
- (5) 認証年月日
平成29年1月16日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
洲本市
- (2) 調査を行った期間
平成25年7月から平成28年3月まで
- (3) 成果の名称
洲本市五色町広石下の一部（広石下ノ南4―1）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
洲本市五色町広石下の一部
- (5) 認証年月日
平成29年1月16日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成26年5月から平成28年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市福良丙の一部（福良丙6）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ福良丙の一部
- (5) 認証年月日
平成29年1月16日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
宍粟市
- (2) 調査を行った期間
平成26年5月から平成28年1月まで
- (3) 成果の名称
宍粟市波賀町齊木の一部③の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宍粟市波賀町齊木の一部

- (5) 認証年月日
平成29年 1月16日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
宍粟市
- (2) 調査を行った期間
平成26年5月から平成28年 1月まで
- (3) 成果の名称
宍粟市波賀町安賀の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宍粟市波賀町安賀の一部
- (5) 認証年月日
平成29年 1月16日



兵庫県告示第69号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成25年兵庫県告示第91号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成29年2月7日限りで消滅する。

平成29年 1月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

湊加入区



兵庫県告示第70号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成29年2月8日から発生する。

平成29年 1月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

湊加入区



兵庫県告示第71号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年 1月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
相生市陸字東谷1495の9（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第72号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 1月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（3級基準点測量（再設））
- (2) 作業期間
平成29年 1月16日から同年 3月25日まで
- (3) 作業地域
西宮市北名次町16番 1 地先
- 2 (1) 作業種類
公共測量（3級基準点測量（再設））
- (2) 作業期間
平成29年 1月23日から同年 3月31日まで
- (3) 作業地域
西宮市高木東町87番 1



兵庫県告示第73号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 1月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成28年10月27日から同年12月28日まで
- 3 作業地域
尼崎市稲葉荘二丁目ほか



兵庫県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 1月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年 1月31日から 2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 1月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 下立杭柏原線	丹波市柏原町下小倉字大部谷2246番 1 から 同 市柏原町下小倉字大部谷2203番 1 まで	旧	1.0から 6.0まで	230.0	
		新	1.0から 21.0まで	237.0	

兵庫県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 1月31日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年 1月31日から 2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 1月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三木宍粟線	姫路市夢前町苧野字毛野704番1から 同 市夢前町苧野字毛野657番1まで	旧	11.0から 26.0まで	123.0	一部 予定地
		新	12.0から 30.0まで	120.0	
県道 山之内苧野姫路線	姫路市夢前町苧野字毛野660番6から 同 市夢前町苧野字毛野660番1まで	旧	9.0から 10.0まで	65.0	
		新	10.0から 12.0まで	65.0	

兵庫県告示第76号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、淡路都市計画道路事業の認可の告示（平成29年近畿地方整備局告示第4号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年 1月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
淡路都市計画道路事業
3.6.460号富島幹線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成29年 1月17日から平成35年 3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用地の部分
兵庫県淡路市浅野南字杭ヶ脇及び字水越地内
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第77号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年 1月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古川IV (116020090)	三木市吉川町古川 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、この図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び三木市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第78号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年 1月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下万願寺FⅡ (121000129)	加西市下万願寺町 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
下万願寺GⅡ (121000130)	加西市下万願寺町 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
下若井DⅡ (121000131)	加西市若井町 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図3までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び加西市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第79号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年 1月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
市ノ貝 (124060128)	丹波市市島町中竹田 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
樽井 (124060129)	丹波市市島町下竹田 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
下竹田森 (124060130)	丹波市市島町下竹田 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
倉崎 (124060131)	丹波市市島町上竹田 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山谷川 (224060087)	丹波市市島町下竹田 (別図5のとおり)	土石流

兵庫県告示第83号

平成23年兵庫県告示第348号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、この図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び三木市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 1月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

富岡川右三Ⅱ（216020006）の項中別図158を改める。



兵庫県告示第84号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年 1月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小網手1Ⅱ (102020026)	姫路市家島町宮（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
破風(1)Ⅰ (102020039)	姫路市家島町宮（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
破風(2)Ⅰ (102020040)	姫路市家島町宮（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
小川Ⅰ (102020041)	姫路市家島町宮（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
中山(1)Ⅰ (102020044)	姫路市家島町宮（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
ミトシロ(1)Ⅰ (102020045)	姫路市家島町宮（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
ミトシロ(2)Ⅰ (102020046)	姫路市家島町宮（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
井ノ谷(1)Ⅰ (102020050)	姫路市家島町宮（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
天神鼻Ⅱ (102020052)	姫路市家島町宮（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
田ノ浜西川Ⅰ (202020018)	姫路市家島町宮（別図10のとおり）	土石流	別図10のとおり

（別図1から別図10までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路港管理事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第85号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年 1月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
船坂(1)Ⅲ (105000100)	西宮市山口町船坂(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
船坂(8)Ⅰ (105000102)	西宮市山口町船坂(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
船坂(7)Ⅰ (105000103)	西宮市山口町船坂(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
船坂(2)Ⅲ (105000104)	西宮市山口町船坂(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
船坂(3)Ⅲ (105000105)	西宮市山口町船坂(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
船坂(1)Ⅰ (105000106)	西宮市山口町船坂(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
船坂(4)Ⅲ (105000107)	西宮市山口町船坂(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
船坂(2)Ⅱ (105000108)	西宮市山口町船坂(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
船坂(9)Ⅰ (105000109)	西宮市山口町船坂(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
船坂(5)Ⅲ (105000110)	西宮市山口町船坂(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
船坂(6)Ⅰ (105000112)	西宮市山口町船坂(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
船坂(5)Ⅱ (105000113)	西宮市山口町船坂(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
船坂(6)Ⅱ (105000119)	西宮市山口町船坂(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
船坂(11)Ⅰ (105000120)	西宮市山口町船坂(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
船坂(12)Ⅱ (105000163)	西宮市山口町船坂(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
船坂(13)Ⅱ (105000164)	西宮市山口町船坂(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
船坂(14)Ⅱ (105000165)	西宮市山口町船坂(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
船坂(15)Ⅱ (105000166)	西宮市山口町船坂(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

船坂(16)Ⅱ (105000167)	西宮市山口町船坂(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
船坂(17)Ⅲ (105000168)	西宮市山口町船坂(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
船坂川左支溪Ⅰ (205000029)	西宮市山口町船坂(別図21のとおり)	土石流	別図21のとおり
船坂川右支溪(2)Ⅲ (205000034)	西宮市山口町船坂(別図22のとおり)	土石流	別図22のとおり
船坂川右支溪(3)Ⅲ (205000035)	西宮市山口町船坂(別図23のとおり)	土石流	別図23のとおり
船坂川右支溪(4)Ⅲ (205000036)	西宮市山口町船坂(別図24のとおり)	土石流	別図24のとおり
金仙寺東谷(2)Ⅱ (205000046)	西宮市山口町船坂(別図25のとおり)	土石流	別図25のとおり
金仙寺東谷(1)Ⅱ (205000047)	西宮市山口町船坂(別図26のとおり)	土石流	別図26のとおり

(別図1から別図26までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第86号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年1月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
富岡AⅡ (116020001)	三木市吉川町富岡(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
富岡BⅡ (116020002)	三木市吉川町富岡(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
新田Ⅱ (116020003)	三木市吉川町新田(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
富岡CⅡ (116020004)	三木市吉川町富岡(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
富岡DⅡ (116020005)	三木市吉川町富岡(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
福井Ⅱ (116020006)	三木市吉川町富岡(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり

畑枝Ⅱ (116020007)	三木市吉川町畑枝(別図7の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
上荒川AⅡ (116020008)	三木市吉川町上荒川(別図8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
上荒川DⅡ (116020009)	三木市吉川町上荒川(別図9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
上荒川EⅡ (116020010)	三木市吉川町上荒川(別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
古川AⅡ (116020011)	三木市吉川町古川(別図11の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
古川BⅡ (116020012)	三木市吉川町古川(別図12の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
古川CⅡ (116020013)	三木市吉川町古川(別図13の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上中Ⅱ (116020014)	三木市吉川町上中(別図14の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
古川DⅡ (116020015)	三木市吉川町古川(別図15の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
古川EⅡ (116020016)	三木市吉川町古川(別図16の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
実楽BⅡ (116020017)	三木市吉川町実楽(別図17の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
実楽AⅡ (116020018)	三木市吉川町実楽(別図18の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
古市Ⅱ (116020019)	三木市吉川町古市(別図19の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
古川Ⅲ (116020021)	三木市吉川町古川(別図20の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
古川Ⅳ (116020090)	三木市吉川町古川(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
北谷川右一Ⅱ (216020004)	三木市吉川町古市(別図22の とおり)	土石流	別図22のとおり
富岡川右一Ⅱ (216020005)	三木市吉川町富岡(別図23の とおり)	土石流	別図23のとおり
富岡川右三Ⅱ (216020006)	三木市吉川町富岡(別図24の とおり)	土石流	別図24のとおり
富岡川左一Ⅱ (216020008)	三木市吉川町新田(別図25の とおり)	土石流	別図25のとおり

(別図1から別図25までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び三木市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第87号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年1月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
昭和(1) I (119000005)	小野市昭和町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
昭和(2) I (119000006)	小野市昭和町（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
右支溪第1(1) I (219000002)	小野市下来住町（別図3のとおり）	土石流	別図3のとおり
平野川Ⅱ (219000013)	小野市下来住町（別図4のとおり）	土石流	別図4のとおり
左支溪第1(1)Ⅱ (219000014)	小野市西脇町・粟生町（別図5のとおり）	土石流	別図5のとおり

（別図1から別図5までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び小野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第88号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年1月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下万願寺(1) I (121000060)	加西市下万願寺町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
上道山(1) I (121000061)	加西市上道山町（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
下若井(1) I (121000062)	加西市若井町（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
下道山(1) I (121000063)	加西市下道山町（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
下道山(2) I (121000064)	加西市下道山町（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

下万願寺(2) I (121000066)	加西市下万願寺町(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
下万願寺(3) I (121000067)	加西市下万願寺町(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
上道山(2) I (121000068)	加西市上道山町(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
上道山(3) I (121000069)	加西市上道山町(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
下若井(2) I (121000070)	加西市若井町(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
下若井(3) I (121000071)	加西市若井町(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
下道山(3) I (121000072)	加西市下道山町(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
下万願寺A II (121000082)	加西市下万願寺町(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
下万願寺B II (121000083)	加西市下万願寺町(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
下万願寺C II (121000084)	加西市下万願寺町(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
下万願寺D II (121000085)	加西市下万願寺町(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
下万願寺E II (121000086)	加西市下万願寺町(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
上道山B II (121000087)	加西市上道山町(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
上道山C II (121000088)	加西市上道山町(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
下若井A II (121000089)	加西市若井町(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
上若井A II (121000090)	加西市若井町(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
上若井B II (121000091)	加西市若井町(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
上若井C II (121000092)	加西市若井町(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
上若井G II (121000093)	加西市若井町(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
上若井H II (121000094)	加西市若井町(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
市ノ貝(1)Ⅱ (124060002)	丹波市市島町中竹田(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
市ノ貝(3)Ⅱ (124060004)	丹波市市島町中竹田(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
市ノ貝(4)Ⅱ (124060005)	丹波市市島町中竹田(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
市ノ貝(2)Ⅲ (124060007)	丹波市市島町中竹田(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
下竹田石原Ⅰ (124060008)	丹波市市島町下竹田(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
下竹田石原Ⅱ (124060009)	丹波市市島町下竹田(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
下竹田表(1)Ⅱ (124060010)	丹波市市島町下竹田(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
下竹田森(2)Ⅱ (124060011)	丹波市市島町下竹田(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
下竹田表Ⅱ (124060012)	丹波市市島町下竹田(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
下竹田表Ⅲ (124060013)	丹波市市島町下竹田(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
梶原Ⅰ (124060047)	丹波市市島町梶原(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
梶原(1)Ⅲ (124060048)	丹波市市島町梶原(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
梶原(2)Ⅲ (124060049)	丹波市市島町梶原(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上田Ⅲ (124060050)	丹波市市島町上田(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
市島(4)Ⅰ (124060053)	丹波市市島町市島(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
市島(3)Ⅰ (124060054)	丹波市市島町市島(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
久良部(1)Ⅱ (124060055)	丹波市市島町上垣(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
久良部(2)Ⅱ (124060056)	丹波市市島町上垣(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

白毫寺(1) I (124060059)	丹波市市島町白毫寺(別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
白毫寺(2) I (124060060)	丹波市市島町白毫寺(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
戸坂(2) II (124060061)	丹波市市島町戸坂(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
戸坂III (124060062)	丹波市市島町戸坂(別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
白毫寺(1) III (124060063)	丹波市市島町白毫寺(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
与戸 II (124060064)	丹波市市島町与戸(別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
与戸(1) III (124060065)	丹波市市島町与戸(別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
与戸(2) III (124060066)	丹波市市島町与戸(別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
乙河内(1) II (124060068)	丹波市市島町乙河内(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
乙河内(1) III (124060070)	丹波市市島町乙河内(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
乙河内(2) III (124060071)	丹波市市島町乙河内(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
乙河内(3) III (124060072)	丹波市市島町乙河内(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
乙河内(5) III (124060073)	丹波市市島町乙河内(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
勅使 II (124060074)	丹波市市島町勅使(別図32の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
東勅使 II (124060075)	丹波市市島町東勅使(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
端 I (124060076)	丹波市市島町喜多(別図34の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
端 II (124060077)	丹波市市島町喜多(別図35の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
喜多(1) III (124060078)	丹波市市島町喜多(別図36の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
喜多(2) III (124060079)	丹波市市島町喜多(別図37の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり

岩戸(1) I (124060080)	丹波市市島町岩戸(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
岩戸(2) I (124060081)	丹波市市島町岩戸(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
岩戸(2) II (124060082)	丹波市市島町岩戸(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
岩戸(4) II (124060083)	丹波市市島町岩戸(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
岩戸(1) III (124060084)	丹波市市島町岩戸(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
岩戸(3) II (124060085)	丹波市市島町岩戸(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
岩戸(2) III (124060086)	丹波市市島町岩戸(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
上牧(2) I (124060087)	丹波市市島町上牧(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
上牧(1) I (124060088)	丹波市市島町上牧(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
上牧II (124060089)	丹波市市島町上牧(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
上牧牧南(2) II (124060090)	丹波市市島町上牧(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
上牧(1) III (124060091)	丹波市市島町上牧(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
上牧牧北(1) III (124060092)	丹波市市島町上牧(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
上牧牧北(2) III (124060093)	丹波市市島町上牧(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
上牧牧南III (124060094)	丹波市市島町上牧(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
北奥後地(1) I (124060095)	丹波市市島町北奥(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
北奥後地(2) I (124060096)	丹波市市島町北奥(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
北奥塚原 I (124060097)	丹波市市島町北奥(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
北奥後地(1) II (124060098)	丹波市市島町北奥(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
北奥後地(2) II (124060099)	丹波市市島町北奥(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり

北奥後地(3)Ⅱ (124060100)	丹波市市島町北奥(別図58の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
北奥末谷Ⅱ (124060101)	丹波市市島町北奥(別図59の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
北奥神池(1)Ⅱ (124060102)	丹波市市島町北奥(別図60の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
北奥神池(2)Ⅱ (124060103)	丹波市市島町北奥(別図61の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
北奥神池(4)Ⅱ (124060104)	丹波市市島町北奥(別図62の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
北奥塚原Ⅱ (124060105)	丹波市市島町北奥(別図63の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
北奥後地(2)Ⅲ (124060107)	丹波市市島町北奥(別図64の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
北奥後地(3)Ⅲ (124060108)	丹波市市島町北奥(別図65の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
北奥末谷Ⅲ (124060109)	丹波市市島町北奥(別図66の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
北奥塚原(1)Ⅲ (124060110)	丹波市市島町北奥(別図67の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
北奥塚原(2)Ⅲ (124060111)	丹波市市島町北奥(別図68の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
戸平Ⅰ (124060112)	丹波市市島町戸平(別図69の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
戸平(2)Ⅰ (124060113)	丹波市市島町戸平(別図70の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
戸平(1)Ⅱ (124060114)	丹波市市島町戸平(別図71の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
戸平(2)Ⅱ (124060115)	丹波市市島町戸平(別図72の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
戸平(3)Ⅱ (124060116)	丹波市市島町戸平(別図73の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
戸平(4)Ⅱ (124060117)	丹波市市島町戸平(別図74の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
戸平(5)Ⅱ (124060118)	丹波市市島町戸平(別図75の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
戸平(6)Ⅱ (124060119)	丹波市市島町戸平(別図76の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり

戸平(8)Ⅱ (124060121)	丹波市市島町戸平(別図77の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
戸平(9)Ⅱ (124060122)	丹波市市島町戸平(別図78の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
戸平(1)Ⅲ (124060123)	丹波市市島町戸平(別図79の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
戸平(2)Ⅲ (124060124)	丹波市市島町戸平(別図80の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
戸平(3)Ⅲ (124060125)	丹波市市島町戸平(別図81の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
戸平(4)Ⅲ (124060126)	丹波市市島町戸平(別図82の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
市ノ貝 (124060128)	丹波市市島町中竹田(別図83 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
樽井 (124060129)	丹波市市島町下竹田(別図84 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
下竹田森 (124060130)	丹波市市島町下竹田(別図85 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
倉崎 (124060131)	丹波市市島町上竹田(別図86 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
小倉川Ⅱ (224060007)	丹波市市島町中竹田(別図87 のとおり)	土石流	別図87のとおり
友政谷(1)Ⅱ (224060009)	丹波市市島町中竹田(別図88 のとおり)	土石流	別図88のとおり
友政谷川Ⅰ (224060010)	丹波市市島町下竹田(別図89 のとおり)	土石流	別図89のとおり
立岩谷川Ⅱ (224060038)	丹波市市島町北岡本(別図90 のとおり)	土石流	別図90のとおり
妙見谷川Ⅰ (224060039)	丹波市市島町上垣(別図91の とおり)	土石流	別図91のとおり
上垣川Ⅰ (224060041)	丹波市市島町上垣(別図92の とおり)	土石流	別図92のとおり
長尾川支流Ⅰ (224060050)	丹波市市島町与戸(別図93の とおり)	土石流	別図93のとおり
酒梨下谷Ⅰ (224060055)	丹波市市島町酒梨(別図94の とおり)	土石流	別図94のとおり
酒梨上川Ⅰ (224060056)	丹波市市島町酒梨(別図95の とおり)	土石流	別図95のとおり

矢谷Ⅱ (224060059)	丹波市市島町喜多(別図96のとおり)	土石流	別図96のとおり
猪ノ谷Ⅱ (224060060)	丹波市市島町喜多(別図97のとおり)	土石流	別図97のとおり
ナベ谷Ⅱ (224060066)	丹波市市島町岩戸(別図98のとおり)	土石流	別図98のとおり
神池奥谷川Ⅰ (224060069)	丹波市市島町北奥(別図99のとおり)	土石流	別図99のとおり
一ノ谷川Ⅱ (224060077)	丹波市市島町北奥(別図100のとおり)	土石流	別図100のとおり
新行北谷Ⅱ (224060078)	丹波市市島町戸平(別図101のとおり)	土石流	別図101のとおり
風呂南谷Ⅱ (224060082)	丹波市市島町戸平(別図102のとおり)	土石流	別図102のとおり
風ノ谷川Ⅱ (224060083)	丹波市市島町戸平(別図103のとおり)	土石流	別図103のとおり
奥の谷Ⅱ (224060084)	丹波市市島町戸平(別図104のとおり)	土石流	別図104のとおり
中山谷川 (224060087)	丹波市市島町下竹田(別図105のとおり)	土石流	別図105のとおり

(別図1から別図105までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第90号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成29年1月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 商号又は名称 エービーシーホームズ株式会社
- 2 代表者氏名 西垣内 聖 一
- 3 事務所所在地 神戸市東灘区岡本二丁目5番6号
- 4 免許番号 兵庫県知事(2)第11260号
- 5 免許年月日 平成25年5月9日



兵庫県告示第91号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成29年1月31日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
西 宮 市	阪神間都市計画一団地の住宅施設	武庫川一団地の住宅施設
同 市	阪神間都市計画高度利用地区	
同 市	阪神間都市計画用途地域	
猪 名 川 町	阪神間都市計画地区計画	猪名川町産業拠点地区地区計画
三 木 市	東播都市計画下水道	三木市公共下水道
姫 路 市	中播都市計画地区計画	中島南地区地区計画
同 市	中播都市計画道路	3. 4. 539号中島南線
同 市	中播都市計画公園	2. 2. 1034号高浜公園ほか2公園
同 市	中播都市計画緑地	1号浜手緑地
同 市	中播都市計画道路	3. 5. 122号手柄山線ほか4路線
同 市	中播都市計画公園	3. 3. 101号青山公園ほか15公園
太 子 町	中播都市計画道路	3. 5. 81号網干線ほか3路線
同 町	中播都市計画公園	5. 5. 108号朝日山公園

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 1月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町本荘三丁目857番1、859番7、861番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古郡播磨町本荘三丁目8番5号
梅 谷 孝 省
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年11月2日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-20号（28播磨）



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年 1月31日

契約担当者

神戸県民センター長 水 埜 浩

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県神戸総合庁舎ほか16施設で使用する電気 予定数量3,930,969キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県神戸県民センター 神戸市中央区中山手通6丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年 1月17日
- 4 落札者の名称及び住所
エネサーブ株式会社 滋賀県大津市月輪2丁目19番6号
- 5 落札金額（税抜）
68,061,094円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成28年11月18日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成29年 1月31日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

1 政治団体の設立の届出

(1) 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	届出年月日
日本維新の会衆議院兵庫県第6選挙区支部	市村浩一郎	濱松誠一	宝塚市逆瀬川2-6-2	衆議院議員	平成28年12月14日

(2) その他の政治団体

ア 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類 (第2号)	届出年月日
浩龍会	市村浩一郎	池畑浩太郎	宝塚市逆瀬川2-6-2	衆議院議員	市村浩一郎、衆議院議員	平成28年12月12日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
今井和夫とともに歩む「百人一步の会」	今井和夫	平瀬恒雄	宍粟市千種町岩野辺1065	平成28年12月26日
私鉄淡路交通政策研究会	片岡昌史	高田雅史	洲本市宇山1丁目257-1	平成28年12月12日
たいまつ	松井重樹	松井重樹	たつの市揖保川町正條98	平成28年12月27日
田中たかよし後援会	田中孝幸	田中千鶴	宍粟市一宮町東河内1099番地	平成28年12月14日
津田晃伸後援会	津田晃伸	内海則夫	宍粟市山崎町須賀沢1305-1	平成28年12月12日
松井重樹後援会	松井重樹	松井重樹	たつの市揖保川町正條98	平成28年12月27日

森村さやかとみんなでつくる尼崎の会	富田 澄	北側 恵子	尼崎市浜3-13-26	平成28年12月1日
-------------------	------	-------	-------------	------------

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
公明党尼崎総支部	谷井 勲	主たる事務所の所在地	新	尼崎市尾浜町1-32-1-808	平成28年12月20日
			旧	尼崎市大庄北4-19-4	
		代表者の氏名	新	谷井 勲	平成28年12月20日
			旧	下地 光次	
公明党参議院兵庫選挙区第1総支部	伊藤 孝江	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区多聞通3-3-16 甲南第1ビル812	平成28年12月5日
			旧	宝塚市仁川北2-13-20-308	
		会計責任者の氏名	新	井上 龍雄	平成28年12月5日
			旧	本孝 薫	
公明党東神戸総支部	沖久 正留	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区大日通2丁目3-5	平成28年12月8日
			旧	神戸市東灘区西岡本1-6-31	
		代表者の氏名	新	沖久 正留	平成28年12月8日
			旧	北川 道夫	
		会計責任者の氏名	新	北川 道夫	平成28年12月8日
			旧	沖久 正留	
社会民主党兵庫県第7支部連合	魚谷 直生	主たる事務所の所在地	新	西宮市上甲子園4丁目6-9	平成28年11月29日
			旧	西宮市深津町6-35	
		代表者の氏名	新	魚谷 直生	平成28年11月29日
			旧	片岡 保夫	
自由民主党東浦町支部	沖 正道	主たる事務所の所在地	新	淡路市釜口444-2	平成28年12月22日
			旧	淡路市釜口244	
		代表者の氏名	新	沖 正道	平成28年12月22日
			旧	井上 さゑ子	
		会計責任者の氏名	新	来田 国広	平成28年12月22日
			旧	新阜 康子	
日本維新の会衆議院兵庫県第7選挙区支部	三木 圭恵	政治団体の名称	新	日本維新の会衆議院兵庫県第7選挙区支部	平成28年12月27日
			旧	日本維新の会衆議院兵庫県第5選挙区支部	
民進党兵庫県参議院選挙区第2総支部	水岡 俊一	国会議員関係政治団体の区分	新	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成28年12月13日
			旧	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	異動年月日

伊藤たかえ後援会	伊 藤 孝 江	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区多聞通3-3-16 甲南第1ビル812	平成28年12月5日
			旧	宝塚市仁川北2-13-20-308	
		会計責任者の氏名	新	井上龍雄	平成28年12月5日
			旧	本考薫	
大谷かんすけ後援会	好 村 勉	代表者の氏名	新	好 村 勉	平成28年12月10日
			旧	辰 己 健一郎	
川内きよなおを育てる会	松 田 和 也	会計責任者の氏名	新	手 島 諭	平成28年9月20日
			旧	宇 高 康 弘	
川崎重工労働組合神戸支部政治活動委員会	松 田 和 也	会計責任者の氏名	新	手 島 諭	平成28年9月20日
			旧	宇 高 康 弘	
くりやま雅史後援会	栗 山 雅 史	主たる事務所の所在地	新	西宮市中島町11-20	平成28年12月14日
			旧	西宮市高木東町16-10-202	
幸福実現党神戸東後援会	平 野 朋 子	会計責任者の氏名	新	上 藤 直 美	平成28年12月22日
			旧	高 田 浩 明	
五島壮一郎後援会	西 垣 彰 子	代表者の氏名	新	西 垣 彰 子	平成28年12月27日
			旧	足 立 忠 尚	
		会計責任者の氏名	新	西 垣 彰 子	平成28年12月27日
			旧	足 立 忠 尚	
阪口正哉後援会	池 田 勲	代表者の氏名	新	池 田 勲	平成28年12月1日
			旧	増 田 信 夫	
俊の会	水 岡 俊 一	国会議員関係政治団体の区分	新	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成28年12月13日
			旧	法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体	
新町みちよ後援会	市 川 幸 美	主たる事務所の所在地	新	明石市西新町1-4-7	平成28年12月21日
			旧	明石市西新町1丁目4-3	
たぶち和彦後援会	梨 本 光 雄	政治団体の名称	新	たぶち和彦後援会	平成28年12月6日
			旧	田淵和彦後援会	
なかむら亮太後援会	中 村 亮 太	主たる事務所の所在地	新	加古川市加古川町木村531-4	平成28年10月15日
			旧	加古川市加古川町木村148-1 リジェールビルB棟101	
のきはら順子後援会	軒 原 順 子	会計責任者の氏名	新	宮 田 進 一	平成28年12月9日
			旧	松 本 和 男	
ひわだ充後援会	木 寅 成 器	主たる事務所の所在地	新	三田市母子1746	平成28年12月19日
			旧	三田市下青野885-14	
		代表者の氏名	新	木 寅 成 器	平成28年12月19日
			旧	中 尾 純 一	
水岡俊一はげます会	本 岡 昭 次	国会議員関係政治団体の区分	新	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成28年12月13日
			旧	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	

3 政治団体の解散の届出
その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
伊藤たかえ後援会	赤 松 正 雄	平成28年12月17日
おぎのひろし後援会	百 木 忠 之	平成28年12月 5日
岸田昇後援会	堂 本 博 之	平成28年12月 4日
神戸障害者育生会	伊 藤 敏 夫	平成28年12月26日
浩龍会	市 村 浩一郎	平成28年11月30日
こんどう秀子後援会	島 田 鎮 郎	平成28年11月30日
たいまつ	松 井 重 樹	平成28年12月26日
辻重五郎後援会	辻 重五郎	平成28年12月 6日
とくなが耕造を育てる会	橋 本 梅 子	平成28年12月 8日
とだ徳一後援会	神 崎 和 則	平成28年12月 1日
日本共産党堀之内みよし後援会	岡 民 雄	平成28年12月22日
東灘区を元気にする会	神 崎 和 則	平成28年12月 1日
ふじい訓博をはげます会	小 卷 建 一	平成28年11月30日
松井重樹後援会	松 井 重 樹	平成28年12月26日



兵庫県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

平成29年 1月31日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

1 資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
市 村 浩一郎	衆議院議員	浩龍会	宝塚市逆瀬川2—6—2	平成28年12月12日
松 井 重 樹	兵庫県議会議員	松井重樹後援会	たつの市揖保川町正條98	平成28年12月27日

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	異動年月日
伊 藤 孝 江	伊藤たかえ後援会	主たる事務所の所在地	新 神戸市中央区多聞通3—3—16甲南第1ビル812	平成28年12月 5日
			旧 宝塚市仁川北2—13—20—308	
門 間 雄 司	門間雄司後援会	公職の種類	新 兵庫県議会議員	平成28年 6月20日
			旧 豊岡市議会議員	

3 資金管理団体の指定の取消しの届出

法第19条第3項第1号による資金管理団体の指定の取消しの届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
市 村 浩一郎	浩龍会	平成28年11月30日
辻 重五郎	辻重五郎後援会	平成28年12月6日
松 井 重 樹	松井重樹後援会	平成28年12月26日
水 岡 俊 一	俊の会	平成28年12月13日

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成29年 1月31日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太 田 誠

1 委託内容

(1) 業務件名

兵庫県警察本部庁舎清掃委託

(2) 仕様

契約担当者が示す仕様書のとおり

(3) 履行期間

平成29年4月1日(土)から平成32年3月31日(火)まで

(4) 履行場所

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部庁舎

(5) 入札方法

上記(1)の業務委託について地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定による総合評価落札方式(障害者雇用配慮型)により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該委託の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づき清掃業又は総合管理業の登録をしている者であること。

ただし、契約年度途中に上記登録の登録有効期限が切れる場合は、申込者において必要となる登録更新手続きを執ること。

- (7) 一契約の請負床面積が10,000㎡以上となる同種の清掃業務を過去2年間に12箇月以上継続して履行した実績がある者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 森川

電話 (078) 341-7441 内線2252

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成29年1月31日(火)から同年2月14日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成29年3月13日(月)午前11時 兵庫県警察本部 4階入札室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成29年3月10日(金)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年3月10日(金)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。また財務規則に基づき免除する場合もある。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類及び障害者雇用等への配慮に係る資料(「落札者決定基準」に定める様式第1号から第6号まで)を平成29年2月14日(火)までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成29年4月1日(土))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の業務の3年間の委託料(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の総額を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(f) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であつて、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価項目及び得点配分を定めた「落札者決定基準」によって算定された評価点に基づく総合評価の方式によって得られた価格の評価点と障害者雇用の配慮の評価点の合計点の高い者を落札者とする。ただし、障害者雇用の配慮の評価点が10点に満たない者は、原則として落札者とししない。

(9) 契約に関する条件

この契約については、平成29年度の予算が議決され執行可能となることにより効力を生じる。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Makoto Ota, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature of the services to be trust:

Cleaning services for Hyogo Prefectural Police H.Q. Building

(3) Trust period:

From April 1, 2017 through March 31, 2020

(4) Trust places:

Hyogo Prefectural Police H.Q. Building

(5) Deadline for the submission of tender application form:

17:00 February 14, 2017

(6) Deadline for tender:

17:00 March 10, 2017 by mail

11:00 March 13, 2017 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms.Morikawa, Finance Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2252



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成29年1月31日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太田 誠

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

平成29年度兵庫県警察車両のタイヤ及びチューブの購入並びに兵庫県警察本部車両のタイヤ組替え及びパンク修理の単価契約

ア タイヤ 予定数量 4,908本

イ チューブ 予定数量 440本

ウ タイヤ組替え（普通車） 予定数量 2,020本

エ タイヤ組替え（大型車） 予定数量 300本

オ パンク修理 予定数量 70本

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期間

平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで

(4) 納入場所

契約担当者が指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込の期間中に兵庫県出納局管理課へ申請し、開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部装備課 担当 齊（いつき）
電話（078）341-7441 内線2344

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間、入札説明書の交付期間
平成29年1月31日（火）から同年2月14日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後5時まで

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成29年3月13日（月）午後1時30分
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階 入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成29年3月10日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年3月9日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出

すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に要求される義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、四輪及び二輪（特殊な車両を除く。）については、警察本部及び各警察署ごとの近隣に営業所等を、白バイについては、入札説明書で示す地区ごとに最低1箇所営業所等を確保し、その一覧表を「営業所及びメンテナンス業者保有（設置）一覧表」で作成し提出すること。

イ タイヤ及びチューブの出荷能力があることを証明する「特約店証明書」等を提出すること。

ウ 納入しようとするタイヤ等の品質が分かる資料「カタログ」等を提出すること。

エ 上記アからウまでの証明書は平成29年2月14日（火）までに提出すること。

オ 入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から上記アからウまでの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、前記3(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成29年3月10日（金）午後5時までに、前記3(1)の場所に必着のこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成29年4月1日（土））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決されその予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した車両用タイヤ・チューブを納入、タイヤ交換及びパンク修理ができると契約担当者が判断した入札者であって財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the bid announcement

(1) Person in charge:

Makoto Ota, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q

(2) Products to be purchased:

a. Tires for vehicles Approx. 4,908

b. Inner tubes Approx. 440

c. Changing tyres (Standard sized car) Approx. 2,020

d. Changing tyres (Large sized car) Approx. 300
 e. Repairing flat tyres Approx. 70

(3) Delivery period:

From April 1, 2017 to March 31, 2018

(4) Delivery places:

The designated place by Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(5) Deadline for the application forms:

17:00 February 14, 2017

(6) Deadline for bidding:

17:00 March 10, 2017 by mail;

13:30 March 13, 2017 by direct delivery

(7) Secretariat:

Ms. Itsuki, Equipment Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2344

一般財団法人行政書士試験研究センター公告

平成28年度行政書士試験の合格者

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による兵庫県知事からの委任に係る平成28年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

平成29年1月31日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 磯 部 力

試験地 兵庫県

受験番号

5510005	5510019	5510023	5510025	5510026	5510027	5510038	5510052	5510067
5510071	5510073	5510078	5510093	5510095	5510096	5510103	5510105	5510111
5510116	5510117	5510135	5510137	5510147	5510167	5510169	5510186	5510188
5510196	5510212	5510215	5510224	5510226	5510230	5510235	5510236	5510239
5510270	5510307	5510312	5510314	5510316	5510334	5510352	5510372	5510382
5510391	5510393	5510406	5510418	5510420	5510422	5510431	5510437	5510439
5510442	5510459	5510466	5510471	5510479	5510481	5510497	5510507	5510509
5510510	5510519	5510562	5510577	5510579	5510588	5510619	5510631	5510633
5510639	5510677	5510708	5510713	5510759	5510773	5510780	5510820	5510833
5510838	5510867	5510879	5510890	5510913	5510944	5510966	5510974	5511015
5511016	5511025	5511033	5511054	5511074	5511131	5511133	5511134	5511152
5511154	5511164	5511176	5511183	5511202	5511217	5511220	5511229	5511239
5511245	5511283	5511301	5511302	5511303	5511304	5511305	5511336	5511399
5511404	5511434	5511525	5511541	5511551	5511634	5520002	5520007	5520008
5520012	5520016	5520019	5520036	5520037	5520043	5520051	5520057	5520066
5520067	5520083	5520087	5520097	5520099	5520132	5520149	5520150	5520173
5520179	5520184	5520186	5520199	5520218	5520219	5520225	5520226	5520254
5520258	5520282	5520309	5520312	5520313	5520332	5520333	5520354	5520385
5520392	5520408	5520412	5520413	5520416	5520439	5520481	5520503	

以上170名